

発 日 監 第 3 号
平成30年1月31日

日 吉 津 村 長 石 操
日 吉 津 村 教 育 長 井 田 博 之 様
日 吉 津 村 議 会 議 長 山 路 有

日 吉 津 村 監 査 委 員 岡 嶋 利 行

日 吉 津 村 監 査 委 員 三 島 尋 子

平成29年度定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

定例監査結果報告書

1. 監査期日

平成30年1月19日（金）

2. 監査の対象

税・使用料等の徴収状況について

3. 監査の説明員

清水住民課長

橋田福祉保健課健康対策室長

4. 監査の実施方法

村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、国民健康保険税については、清水住民課長から、保育料については橋田福祉保健課健康対策室長から、それぞれ平成29年12月末日時点での徴収状況について、資料をもとに説明を受けた。

5. 監査の結果と意見

（1）税の徴収

現年分の村税については、昨年度同時期に比べ村民税個人分は△0.7%（28年度同時期74.9%）、法人分は+0.9%（28年度同時期97.2%）、固定資産税は、97.9%となっており昨年同時期とほぼ同様に推移している。軽自動車税については△1.4%（28年度同時期99.0%）、たばこ税と入湯税については、100%徴収が見込まれるが、特筆すべきは、国民健康保険税である。前年度比が+3.1%となっており、他の税目と比べ状況が良化している。3/4期が終えた時点での状況であり、会計を締めてみなければ結果は分からないが、この状況を維持して徴収率の向上に努めていただきたい。

滞納繰越分については、年によって件数や金額に若干の相違はあるが、昨年度と同様に推移している。滞納繰越分については様々な要因により、止むを得ず不納欠損処分をする場合もあるが、安易な処分は行わず税の公平性を鑑みながら最後まで徹底した徴収事務に努めていただきたい。

全般を通じて、納税交渉や滞納処分は粛々と行われ、悪質なケースには毅然とした対応がされていることが確認できた。また、県との共同徴収は全国的にも先進的な取り組みとして行われているが、それぞれの機能を活かしながら、更に連携を深めて徴収率の向上に努めていただきたい。

（２）保育料の徴収

保育料の滞納繰越は、平成 27 年度分が 5 件、169,800 円、28 年度分が 6 件で 623,700 円、合計 793,500 円、延長保育分として平成 27 年度分が 1,325 円、28 年度分が 2,625 円、合計 3,950 円となっている。そのうち 2 件については児童手当から徴収しているとのことだが、それ以外のケースについては電話での交渉は行っているものの、詰めた交渉が出来ていないようである。時間が経過すれば納付の意欲も低下する。電話での交渉に終始せず、訪宅をするなど根気強い交渉を進め早急に納付に繋げていただきたい。

（３）その他

税と料金を跨いで滞納しているケースが多いようである。中には意欲はあっても納付出来ないケースもあるであろうが、納税者の状況を勘案しながら納付の計画を立て、完納に向けた取り組みを進めていただきたい。一方、納税意欲の希薄なケースについては、現行どおり粛々と滞納整理を進めていただきたい。

公平性を鑑みると、納税・納付意欲に欠けるケースを看過することは、期限を守って納付していただいている納税者への説明責任は果たせない。今後も各課が連携する「徴収ネット」をフルに活用し、徴収率の向上に努めていただきたい。

なお、滞納への対応は初年度が肝心である。遅れ気味であったり、とくに初期から納付のないようなケースについては、早期に対応していただきたい。そして、納税や利用・使用等による受益者の負担には、義務が生じているということを基本に取り組んでいただきたい。